特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年12月5日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に則り、以下の場合に特定個人情報ファイルを使用する。 予防接種法による予防接種の実施対象者把握、統計報告資料作成、予防接種履歴の管理、未接種者への勧奨、情報提供ネットワークシステムへの予防接種履歴の提供
③システムの名称	健康管理システム（予防接種）、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二16の2の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、27、28、29の項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	泉大津市　健康こども部　子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒595-8686　大阪府泉大津市東雲町9番12号　TEL　0725-33-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部子育て応援課　〒595-8686　大阪府泉大津市東雲町9番12号　TEL　0725-33-1131

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得し、複数人で確認のうえ事務処理を行っている。 また、特定個人情報に関わる全職員について研修を受講させており、目的外入手や情報漏洩のリスク対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・健康管理システムへのアクセスが可能な職員について、個人毎にID・パスワードの設定によって限定しており、許可のないものが容易にログインできないようアクセス制限の適切な管理を行っている。 ・特定個人情報に関わる全職員に、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策についても網羅されている研修を受講させている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分であ	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅰ 1 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を	事前	
令和1年6月14日	Ⅰ 1 ③システムの名称	健康管理システム（予防接種）	健康管理システム（予防接種）、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事前	
令和1年6月14日	Ⅰ 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事前	
令和1年6月14日	Ⅰ 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和1年6月14日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠		・番号法第19条第7号、別表第二16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事前	
令和1年6月14日	Ⅰ 5 ①部署	泉大津市 健康福祉部 健康推進課	泉大津市 健康福祉部 子育て応援課	事後	
令和1年6月14日	Ⅰ 5 ②所属長	健康推進課長 竹内 香	子育て応援課長	事後	
令和1年6月14日	Ⅰ 8 連絡先	健康福祉部健康推進課 〒595-0013 大阪府泉大津市宮町2-25 TEL 0725-33-8181	健康福祉部子育て応援課 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL 0725-33-	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点		
令和7年9月1日	Ⅳ 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年9月1日	Ⅳ 8 人手を介在させる作業 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得し、複数人で確認のうえ事務処理を行っている。 また、特定個人情報に関わる全職員について研修を受講させており、目的外入手や情報漏洩のリスク対策は「十分である」と考える。		
令和7年9月1日	Ⅳ 11 最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年9月1日	Ⅳ 11 判断の根拠		・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・健康管理システムへのアクセスが可能な職員について、個人毎にID・パスワードの設定によって限定しており、許可のないものが容易にログインできないようアクセス制限の適切な管理を行っている。 ・特定個人情報に関わる全職員に、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策についても網羅されている研修を受講させている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和7年9月1日	Ⅰ 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項、別表14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条		
令和7年9月1日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	・番号法第19条第7号、別表第二16の2の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、27、28、29の項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条		